

北海道消費者協会と消費者庁が2月、それぞれ「葬儀」に関して消費者に注意を促す呼び掛けを行った。互助会契約、広告表示に関する事例で、契約や広告内容をしっかり理解して対応するよう求めている。

(編集委員 一階堂敏文)

# 葬儀ビジネス 理解し利用を

道央に住む40代女性は冠婚葬祭互助会と契約し、掛け金計約20万円を払い込んだ。その後、都合で解約を要求。しかし「今後のこと

を考え持っていた方がいい」といふなどと言われ、なかなか解約に応じてもらえないか。道消費者協会には、こう

図1 不適切な広告表示の例

他社	葬儀費用	他社平均費用〇〇〇円 (日本消費者協会調べ)
当社	葬儀費用	この差なんと△△△円 当社平均費用●●●円 (XX年当社実績)



図2 葬儀の費用とは?

		全国平均	北海道平均
①通夜からの飲食接待費	通夜、葬式で会葬者に振る舞われる料理など	45万5000円	57万8000円
②寺院への費用	読経料、戒名料など	51万4000円	46万4000円
③葬儀一式費用	病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、靈きゅう車、火葬費用、斎場使用料など ※葬儀社の見積書には火葬費用、斎場使用料などが記載されない場合も	126万7000円	98万3000円
葬儀費用の合計		199万9000円	147万2000円

※回答者が①②③すべてについて回答していない場合があるため①～③の合計と一致しない  
(日本消費者協会 「第9回葬儀についてのアンケート調査」報告書から)

## 道消費者協、消費者庁呼び掛け

互助会は割賦販売法に基づき運営される会員制の会社。契約者が毎月1千～5千円の掛け金を60～100回払い込むと、葬儀などの儀式が経済的に行える。掛け金の額や期間は各社で異なる。社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(全互協)によると、全国で約300社が営業しており、うち250社が同協会に加盟しているという。

互助会の契約を解消する際は解約手数料が発生する。全互協によると、「契約内容によるが、積立額の17、18%、全体として20%以内」という。全互協は業界のガイドラインとしてモデル約款を作り、会員企業に①契約の際には解約手数料につ

した相談が2006年度以降、約120件寄せられている。多くは解約に絡むもので、「手数料が高い」「手続きが遅い」といった内容だ。

互助会は割賦販売法に基づき運営される会員制の会社。契約者が毎月1千～5千円の掛け金を60～100回払い込むと、葬儀などの儀式が経済的に行える。掛け金の額や期間は各社で異なる。社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(全互協)によると、全国で約300社が営業しており、うち250社が同協会に加盟しているとい

## 互助会 解約をめぐる苦情目立つ

消費者協会は2月の協会ニュースで、「契約の際に必ず約款を確認し、分からることは事業者に説明を求めるように」と注意を促した。

一方、消費者庁は、チラシ広告などに「不適切な表示がある」と報道発表で注意を呼び掛けた。同庁によると「他社平均〇〇円 当社〇〇円 その差なんと〇〇円」など、費用を比較する広告でデータの使い方に不適切なものがあるという

「図1」。葬儀費用は大きく①通夜

いて十分説明する②返戻金は解約申し出から45日以内に支払うことなどを指導している。

## 広告 データ比較に不適切表示

からの飲食接待費③寺院への費用④葬儀一式(葬儀本体)費用に分けられる。日本消費者協会の調査(2010年)では①～③を含めた葬儀費用の合計額は道内は約147万円=図2=。

不適切な広告は、他社平均のデータに消費者協会調査の合計費用から②の寺院費用を除いた額を使用。一方、自社の費用は④の葬儀一式費用のうち、他社に委託する部分を除いた自社売上額を表示。単純比較できない数字を並べて「割安」感を強調していたという。

葬儀費用は、地域や形態、参列者数などで大きく変わることもある。道立消費生活センタの斎藤清美相談部長は「元気なうちに情報を集めて葬儀の形態や費用を把握しておくことが大事」と指摘。「いざというとき遺族が戸惑わないよう家族で話しあったり、希望をエンディングノートに記しておくなど、の対応を」とアドバイスしている。

全互協の消費者相談セン

ターは☎0120・0334

820、道立消費生活セン

ターの相談窓口は☎050

・7505・0999。